

水稻共済損害防止費助成金交付要領

(目的)

第1条 徳島県農業共済組合（以下「組合」）における水稻共済事業の損害防止は、共済金の適正支払いと併せて重要事項であり、病虫害の未然防止は農業共済の必須要件である。このため、病虫害防除が集団的、地域的に行われることを促し、より効果的に実施されることを目的とし、農業保険加入者が組織する防除団体等が実施する集団的な地域一斉防除に係る費用の一部を助成するものとする。

(助成対象年度)

第2条 この助成の対象年度は、令和7年度とする。

(助成対象および単価)

第3条 助成対象および単価については次のとおりとする。

助成対象	助成単価
病虫害防除（航空、地上散布等）	防除対象者の農業保険加入率100%の場合 助成対象面積10a当たり300円以内
	防除対象者の農業保険加入率100%未満の場合 助成対象面積10a当たり200円以内

- (1) 助成対象面積は、組合員ごとの水稻共済引受面積の合計又は営農計画書記載面積の合計を、単位をaとして小数点第二位を四捨五入したものとする。ただし、組合員ごとの防除実施面積が助成対象面積を下回る場合は実施面積とする。
- (2) 助成対象は助成対象面積×助成単価を上限とする。
- (3) 助成対象は防除団体等で防除実施面積が1ha以上とする。ただし、100haを上限とする。
- (4) 助成対象薬剤は、本田移植以降に使用するもので当該年度内に購入したものとする。
- (5) この助成金は、予算の範囲内で交付する。
- (6) 助成金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第4条 防除団体等は、防除実施日の10日前までに、助成金交付申請書（様式第1号）ならびに構成員名簿を提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第5条 防除団体等は、防除が完了した後に、実績報告書及び交付金請求書（様式第2号）に防除実績の確認、費用の用途を明確にする書類及び薬剤購入の領収書等（写し）を添付し、10月31日までに提出しなければならない。

(助成金の支払)

第6条 組合は、第4条により申請のあったすべての防除団体等から、前条の規定による実績報告書及び交付請求書を受けた後に、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成単価を決定し、確定通知書及び支払通知書（様式第3号）を交付する。

2 助成金は12月28日までに支払う。

(改正手続)

第7条 この要領は、組合長が定め理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。